

保険業法(抜粋)

(登録)

第 276 条 特定保険募集人(生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人(特定少額短期保険募集人を除く。))をいう。以下同じ。)は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第 277 条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書

を内閣総理大臣に提出しなければならない。

1. 商号若しくは名称又は氏名及び生年月日
 2. 事務所の名称及び所在地
 3. 所属保険会社等の商号、名称又は氏名
 4. 他に業務を行っているときは、その業務の種類
 5. その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
1. **第 279 条**第1項第1号から第5号まで、第7号、第8号(同項第6号に係る部分を除く。)、第9号(同項第6号に係る部分を除く。)、第10号又は第11号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 2. 登録申請者が法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この編において同じ。)であるときは、その役員(法人でない社団又は財団におけるその代表者又は管理人を含む。**第 283 条**及び**第 302 条**を除き、以下この編において同じ。)の氏名及び住所を記載した書面
 3. 前2号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

第 278 条 内閣総理大臣は、[第 276 条](#)の登録の申請があった場合においては、次条

第1項から第3項までの規定により登録を拒否する場合を除くほか、直ちに、次に掲げる事項を内閣府令で定める場所に備える生命保険募集人登録簿、損害保険代理店登録簿又は少額短期保険募集人登録簿に登録しなければならない。

1. 前条第1項各号に掲げる事項
 2. 登録年月日及び登録番号
- 2 内閣総理大臣は、前項の規程による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者及び所属保険会社等に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第 279 条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

1. 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
2. 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
3. この法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
4. [第 307 条](#)第1項の規定により[第 276 条](#)の登録を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。)を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。)

5. 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 6. 申請の日前3年以内に保険募集に関し著しく不適當な行為をした者
 7. 保険仲立人又はその役員若しくは保険募集を行う使用人
 8. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
 9. 法人でその役員のうちに第1号から第6号までのいずれかに該当する者のあるもの
 10. 個人でその保険募集を行う使用人のうちに第7号に該当する者のあるもの
 11. 法人でその役員又は保険募集を行う使用人のうちに第7号に該当する者のあるもの
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、登録申請者にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、内閣総理大臣の指定する職員をして意見を聴取させなければならない。
- 3 前項の場合において、内閣総理大臣は、意見を聴取される者が正当な理由がないのに、意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで登録を拒否することができる。
- 4 内閣総理大臣は、前3項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、書面をもって、その旨を登録申請書に通知しなければならない。

参考※(登録の取消し等)

- ※第 307 条 内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人が次の各号のいずれかに該当するときは、[第 276 条](#)若しくは[第 286 条](#)の登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
1. 特定保険募集人が[第 279 条](#)第1項第1号から第3号まで、第4号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第5号、第7号、第8号(同項第6号に係る部分を除く。)、第9号(同項第6号に係る部分を除く。)、第10号若しくは第11号のいずれかに該当することとなったとき、又は保険仲立人が[第 289 条](#)第1項第1号から第3号まで、第4号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第

- 5号、第7号、第8号(同項第6号に係る部分を除く。)、第9号(同項第6号に係る部分を除く。)若しくは第10号のいずれかに該当することとなったとき。
2. 不正の手段により第276条又は第286条の登録を受けたとき。
 3. この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき、その他保険募集に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

(変更等の届出等)

第280条 特定保険募集人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当

該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

1. 第277条第1項各号に掲げる事項について変更があったとき。
当該変更に係る特定保険募集人
 2. 保険募集の業務を廃止したとき。
特定保険募集人であった個人又は特定保険募集人であった法人を代表する役員
 3. 特定保険募集人である個人が死亡したとき。
その相続人
 4. 特定保険募集人である法人について破産手続開始の決定があったとき。
その破産管財人
 5. 特定保険募集人である法人が合併(法人でない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。次号において同じ。)により消滅したとき。
その法人を代表する役員であった者
 6. 特定保険募集人である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散(法人でない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為)をしたとき。
その清算人(法人でない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であった者)
- 2 内閣総理大臣は、前項第1号に係る同項の届出を受理したときは、届出があった事項を生命保険募集人登録簿、損害保険代理店登録簿又は少額短期保険募集人登録簿に登録し、その旨を所属保険会社等に通知しなければならない。
- 3 特定保険募集人が第1項第2号から第6号までのいずれかに該当することとなったときは、当該特定保険募集人の登録は、その効力を失う。